

厚生労働大臣の定める揭示事項

◆ 入院基本料について

当院では、「一般病棟入院基本料（急性期一般入院料Ⅰ）」の届出を行っており、入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。
また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。

◆ DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する『DPC 対象病院』となっています。

※医療機関別係数 1.5741

(基礎係数 1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.3761+機能評価係数Ⅱ 0.1237+救急補正係数 0.0292)

◆ 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。
入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時（夕食は午後 6 時以降）適温にて提供しております。

◆ 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 26 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することといたしました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することといたしました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。